学校推薦型選抜（公募制）

■入学者選抜日程および概要

部	学部	学科/コース		募集人員	出願期間	試験日	選抜方法	合格発表	試験地
1部	工学部	社会環境工学科	社会環境コース	2名	2026年 11月1日（日）～ 【郵送受付】 11月10日（火） 消印有効 【大学窓口受付】 11月11日（水） 午後4時締切	2026年 11月29日（日）	書類審査・小論文・ 口頭試問	2026年 12月11日（金）	札幌 （豊平校舎）
			環境情報コース	2名					
		建築学科		2名			書類審査・口頭試問		
		電子情報工学科		2名			書類審査・口頭試問		
		生命工学科		2名			書類審査・口頭試問		

■出願資格（専願制）

部	学部	学科/コース			出願資格
1部	工学部	社会環境工学科	社会環境コース	1校から 複数名の 推薦可	高等学校の「普通科」、「理数科」、「総合学科」に在学する生徒、または『専門教育を主とする学科（「土木系」、「建設系」、「農業土木系」等の社会基盤関連学科）』に在学する生徒で、次の要件にすべて該当し、学校長の推薦がある者 （1）出願する年度に高等学校を卒業見込みの者 （2）出願時に「全体の学習成績の状況」が3.5以上の者 （3）社会基盤・環境に強い関心を持ち、安全・安心で持続可能な地域社会の実現に貢献する意欲を有する者 （4）高等学校在学期間中、勉学や課外活動を通じて、充実した高校生活を過ごしたと認められる者
			環境情報コース	1校から 複数名の 推薦可	高等学校の「普通科」、「理数科」、「総合学科」に在学する生徒、または『専門教育を主とする学科』に在学する生徒で、次の要件にすべて該当し、学校長の推薦がある者 （1）出願する年度に高等学校を卒業見込みの者 （2）出願時に「全体の学習成績の状況」が3.5以上の者 （3）社会基盤・環境に強い関心を持ち、安全・安心で持続可能な地域社会の実現に貢献する意欲を有する者 （4）高等学校在学期間中、勉学や課外活動を通じて、充実した高校生活を過ごしたと認められる者
		建築学科		1校から 複数名の 推薦可	高等学校に在学する生徒で、次の要件にすべて該当し、学校長の推薦がある者 （1）出願する年度に高等学校を卒業する見込みの者 （2）出願時に「全体の学習成績の状況」が3.7以上の者 （3）出願時に主要6教科（国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語）のうち1教科以上の学習成績の状況が4.0以上の者 （4）建築をはじめ、人々が生きる環境全般への強い興味と大学において高度な教育を受けたいという意欲、および分析力やプレゼンテーション能力を有すると認められる者 （5）高等学校在学期間中、勉学や課外活動を通じて、充実した高校生活を過ごしたと認められる者
		電子情報工学科		1校から 複数名の 推薦可	高等学校の「普通科」、「理数科」、「総合学科」に在学する生徒、または『専門教育を主とする学科（「電気科」、「電子科」、「情報技術科」など）』に在学する生徒で、次の要件にすべて該当し、学校長の推薦がある者 （1）出願する年度に高等学校を卒業見込みの者 （2）高等学校において、「数学」と「理科」の教科に関して、次に定める単位を修得または修得見込みの者 「数学」：9単位以上（『専門教育を主とする学科』の場合、「工業数理基礎」を含むことができる） 「理科」：5単位以上（ただし、「物理基礎」または「理数物理」を含むこと） （3）高等学校の成績が優秀な者で、出願時に「全体の学習成績の状況」が3.5以上で、かつ、 イ）「普通科」、「理数科」または「総合学科」の場合、「数学」の学習成績の状況が出願時に3.7以上、かつ「理科」と「情報」に関する科目の評定の合計数を科目数で除した学習成績の状況（小数点以下第2位四捨五入）が出願時に3.7以上の者 ロ）『専門教育を主とする学科』の場合、「専門教育に関する教科」の学習成績の状況が出願時に3.7以上の者 （4）電子技術や情報処理技術を活用して、社会の課題解決や利便性向上に貢献することに強い意欲を有する者 （5）高等学校在学期間中、勉学や課外活動を通じて、充実した高校生活を過ごしたと認められる者
		生命工学科		1校から 複数名の 推薦可	高等学校の「普通科」、「理数科」、「総合学科」に在学する生徒、または『専門教育を主とする学科』に在学する生徒で、次の要件にすべて該当し、学校長の推薦がある者 （1）出願する年度に高等学校を卒業見込みの者 （2）高等学校の成績が優秀な者で、出願時に「全体の学習成績の状況」が3.5以上の者 （3）「数学」や「理科」に強い関心を持ち、当学科で生命科学や情報科学分野における高度な教育を受けることを強く希望している者 （4）高等学校在学期間中、勉学や課外活動を通じて、充実した高校生活を過ごしたと認められる者